

# 令和5年度第2回和木町 子ども・子育て会議

令和6年3月21日

和木町文化会館

# 令和5年度第2回和木町 子ども・子育て会議次第

令和6年3月21日

和木町文化会館

1. 開会

2. 議題

(1) 子ども・子育てニーズ調査の報告

(2) 生活実態調査の報告

3. その他

4. 閉会

# こども未来戦略方針

こども家庭庁

# こども未来戦略 方針MAP

妊娠

伴走型  
相談支援  
スタート  
裏面の①へ

不安なことは  
なんでも  
相談できる

出産

産後ケア  
裏面の②へ

42万円→50万円

出産育児  
一時金

第三子以降は  
3万円に増額

家計の応援  
裏面の③へ

児童手当

育児休業  
給付率UP

男性  
取得促進  
裏面の④へ

中小企業の育休に  
インセンティブ

住宅  
支援

公営住宅優先入居  
民間住宅  
ストック活用

住宅支援でひろびろ子育て

自営業・フリーランスの  
育児期間の保険料免除  
裏面の③へ

短  
時  
給  
付

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

働いていなくても  
時間単位で通える



放課後児童  
クラブ拡充

小学校  
入学

看護  
休暇

こども誰でも  
通園制度  
裏面の⑤へ

医療費等  
負担軽減

高校生年代まで  
延長

児童手当  
延長

高校  
入学

授業料等  
減免  
裏面の⑥へ

修士段階の  
学生に導入

授業料  
後払い  
制度



こども一人当たり  
子育て支援の規模は  
OECDトップ水準の  
スウェーデンに達する水準



1

こんなあなたに

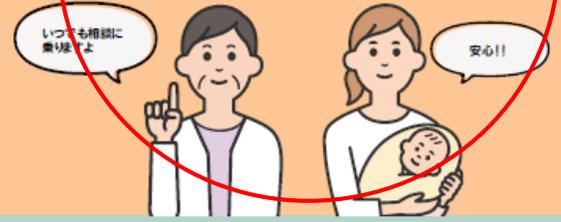


里帰り出産から戻った後は不安しかない

身近な場所で相談に乗ります

### 伴走型相談支援

妊婦さんやお母さんの相談に乗ります。妊娠届・出生届の際のアンケートをもとに妊婦さんに行政からのアプローチも



2

こんなあなたに



産後、心も身体もぐったり気味

ママの心も身体もちゃんとケア

### 産後ケア

産後のこころと身体がしっかり回復できるように体を休めるための宿泊施設や、育児相談も



3

こんなあなたに



今の収入で子育てはちょっと無理かな

あらゆる角度から応援!

### 子育て世帯の家計を応援

児童手当、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、保険料免除措置などあらゆる角度から、子育て家計を応援します。



4

こんなあなたに



うちの会社、育休制度使ってる人みたことない



夫の帰りはいつも遅い私だって働いているのに



ワンオペ育児もう限界

パパ育休を当たり前!

### 「共育て」応援します

育休や時短勤務などをとりやすく、手取りを減らさない。看護休暇をもっととりやすく。学級閉鎖や学校行事でも使える!



5

こんなあなたに



離乳食ってどうすればいいの?



毎日が子育てでちょっと息が詰まる



ともだちとも遊びたい

働いてなくても時間単位で自由に通える

### こども誰でも通園制度

保育士さんに育児の相談をしたり、こどもを預けて自分の時間も大切に。



6

こんなあなたに



この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな

大学も安心

### 授業料等減免

授業料等の減免の対象となる方が増え、大学進学に挑戦できる方が増えます。



# 新たな取り組み

## ①. 伴走型相談支援の充実

- ▶ 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子手帳アプリの導入や低所得妊婦への初回産科受診料の助成、多胎妊婦への健康診査回数の追加、新生児聴覚検査料の助成等に取り組みます。
- ▶ 保健相談センターより

## ②. 産後ケアの拡充

- ▶ 母親の身体的回復と心理的な安定を促し、母子とその家族の健やかな育児を支援するため、従来より実施している産科医療機関での宿泊型に加えて、産科医療機関でのデイサービス型と委託助産師によるアウトリーチ型を拡充します。
- ▶ 保健相談センターより

# 新たな取り組み

## ③. 児童手当の拡充

- ▶ 令和6年12月に支給される分から所得制限を撤廃するとともに、今は中学生までとなっている支給対象を18歳まで広げます。さらに、3人以上の子どもを扶養する世帯への「多子加算」については、第3子以降を月額3万円に増やすとともに第1子が22歳に達する年の年度末まで増額措置を継続することとします。

## ③. 児童扶養手当の要件緩和

- ▶ 令和7年1月に支給される分から要件を緩和し、満額を受け取れる年収の上限を160万円未満から190万円未満に、所得に応じて減額しての支給が受けられる年収の上限を365万円未満から385万円未満に、それぞれ引き上げます。

# 新たな取り組み

## ③. 第2子以降の利用料無償化

本年9月より、3歳未満の第2子以降無償化を実施します。

この事業は山口県と共同で実施します。

所得制限は設けない予定となっております。

# 新たな取り組み

## ⑤. こども誰でも通園制度

- ▶ 全国で108自治体が「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業を行います。山口県でも1自治体が試行的運用を行う予定です。この制度は、0歳から3歳未満の子どもを対象に月10時間保育認定されていなくてもこども園に預けることができる制度です。遅くとも、令和8年度から日本全国の市区町村で事業を開始する予定となっています。

## 保育士の配置基準見直し

- ▶ 76年振りに保育士の配置基準が変わります。3歳児は15人に1人の保育士の配置、4歳以上の配置基準が30人に1人の保育士から25人に変更になります。しかしながら、保育の提供に支障がある場合は、従前の配置基準でも良いとされております。

# その他の取り組み

## 和木こども園のICT化

- ▶ 令和5年度中に和木こども園に保育システムを導入しました。令和6年度から運用を順次開始し、連絡手段を電話に限らず利用できるようになります。また、今まで紙媒体で配布していたお便りも今後、電子的にアプリを通して配布ができるようになり、保護者の利便性が向上する予定です。

### マイページへログイン



アプリを立ち上げるとログイン画面が表示されます。  
園から発行されたマイページ案内状に記載されているID/パスワードをもとにログインします。

以上を持ちまして全ての議事は終了しました。

本日はありがとうございました。気を付けてお帰りください。